

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 94 号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

第1条中「近くに保育所がなく、又は保育所に入所させて保育することが適当でないと認められる」を「その保護者が保育の実施を希望する」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(補則)

第13条 この規則において別に定めることとされている事項は、保健福祉局子育て支援担当局長が定める。

別表備考4中「第6条の3」を「第6条の4」に改め、同表備考5(2)中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、同備考5(3)中「障害者自立支援法第5条第8項」を「法第6条の2第2項及び第4項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同備考6中「限る。）」の右に「第84条。」を加え、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項」に、「適用しない」を「適用せず、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め、同備考8中「及び第5条の4第6項」を「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則の規定は、平成24年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)